

# 育児休業 どんな制度なの

男性も取得が進んでいる育児休業。しかし、「制度がある企業だけが取れる」「働いていないのに給料を受け取ってずるい」などと、誤解している人もまだ多い。そもそもどんな制度なのでしょう。



Q 育児休業ってどんな人が取れるの？

A 基本的に1歳未満の子どもを育てている人なら取れる。「育児・介護休業法」という法律で決まっているよ。保育園に入れなかった場合などは最長で2歳まで取れる。

Q 男性も取れるの？

A もちろんだよ。今も子育ての負担は女性に偏りがちだから、国も男性の取得を勧めているんだ。

Q 配偶者が育休中だったら？

A 夫婦同時でも取得できる。配偶者が専業主婦や専業主夫でも、育休は取れるよ。

Q 「男性が育休を取っても役に立たない」って見方もあるよ。ただけ。

A 個人的な感想でしかない。産後の女性は心身ともに

## 働き手が申し出れば基本的に拒否できず

とてもダメージを受けているし、育休に限らず子育ては長く続く。男性が育児や家事をするのはとても大事だ。

Q 大企業みたいに育児支援の仕組みが充実している企業じゃないと、育休は取れないんじゃないの？

A 育休に企業の規模は関係ないよ。

Q 上司が「うちの会社にそんな制度はない」って言うような場合はどうするの？

A もちろん社内制度が充実していれば取りやすいかもしれないけど、会社内に制度がつけられていないかどうかは、関係ないんだ。育休を取りたいと働き手が申し出れば、基本的に会社は拒否できないと法律で決まっている。

Q 「仕事が忙しいからダメだ」と拒否されそう。

A 厚生労働省の資料には「経営困難や事業が繁忙といった理由では拒めない」と書いてあるよ。

## 給料は出ないが国から給付金

A 契約期間が定められている有期雇用契約の働き手の場合、22年3月までの育児・介護休業法では、1年以上の在職期間がないと育休を取れなかった。けれど、4月からこの条件がなくなった。雇われて1年未満でも基本的に育休の対象になる。ただし、「子どもが1歳半になるまでに雇用契約が終わることが明らかかな場合は対象外」という条件は残っている。

Q 雇用契約期間が決まっていない場合は？

A パートタイマーのような名称だったり、ほかの社員よりも1日の働く時間が短かったりしても、契約期間が決まっていなければ、正社員と同じように育休を取れる。

Q 育休中の収入はどうなるのかな？

A 独自の手当がある企業もあるけど、基本は働いていないから給料は出ない。でも条件を満たせば、国から育児休業給付金を受け取れる。

### 法改正で育休の取り方が変わる

2022年4月から



妊娠・出産を届け出た労働者に、育休の取得を個別に働きかけるよう企業に義務づけ。会社が働きかけを怠ったら社名の公表も

22年10月から

父親が生後8週までに最大4週(2回に分割可)の「産休」を取れる制度を新設

23年4月から

従業員1千人超の企業に育休取得率公表を義務づけ

### 育児休業のよくある誤解

- ✕ 「うちの会社にそんな制度はないから取れない」
- 基本的に働き手が申し出れば、会社は拒否できないと育児・介護休業法で決まっている
- ✕ 大企業の社員だけが取れる
- 企業の規模は関係ない
- ✕ 働いていないのに給料をもらってずるい
- 基本は無給。代わりに国の雇用保険から育児休業給付金が出る
- ✕ 契約社員は取得できない
- 雇用契約期間が決まっている場合でも、特定の条件を満たせば取得できる

## 夫婦同時でも取れる

Q 同僚に取った人がいないと取りづらいいのでは？

A 職場の雰囲気や気にして言い出しづらいという課題は昔からある。だから2022年4月から法律が変わった。男性、女性にかかわらず自身や配偶者の出産や妊娠を届け出た社員に、「育休を取る意思があるかを確認する」ことが企業の義務になった。

Q 意思の確認といっても、「まさか取得なんてしないよね？」みたいに否定的に確認されないか心配だ。

A 厚労省は、取得を控えさせるような形での意向確認だと、義務を果たしたことになるらないと言っている。このほかにも、企業内での育休への理解を進めるために、研修や相談窓口の設置なども企業の義務になったよ。

Q 非正規雇用で働いている場合も育休は取れるの？

## 取得の意思確認、企業の義務に

Q 「働いていないのに給料をもらってずるい」って言う声をネットで見ただけ。

A それは誤解だ。育休給付金は会社の給料じゃない。国の雇用保険から受け取るお金のひとつだよ。

Q 雇用保険って？

A 働き手や企業が普段から保険料を出しあって、いざという時に必要な人が受け取れる。雇われている人が職を失ったときに受け取る失業手当もそのひとつだ。

Q 育休給付金は誰でも受け取れるの？

A 基本的に、育休開始前の2年間のうち、1年以上雇用保険料をおさめていれば育休給付金を受け取れる。

Q 育休給付金はいくらもらえるの？

A ざっくり言えば、基本的に育休開始から6カ月は普段の賃金の67%、7カ月目からは50%だ。前年の収入で決まる住民税は育休中も支払う必要があるけど、社会保険料が免除される。給付金は非課税だから所得税もかからない。手取りベースで見れば、最初の6カ月なら8割近い水準で受け取れるよ。

Q 社会保険料って？

A 厚生年金保険料や健康保険料といったものだよ。

Q 将来受け取る年金は減らないの？

A 育休中に免除されているだけで、影響しないよ。

Q 育休給付金はいつどうやって受け取るの？

A まず勤務先を通じてハローワークに申し込むのが一般的だよ。基本的に支給は2カ月に1度で、受け取り始めるのは育休開始から約2カ月後というケースも少なくないから、手元に生活費をあらかじめ備えておいたら安心だ。

(滝沢卓)